

令和6年度京都市障害児通所支援事業所指定管理者募集要項

本市が設置している、下記の障害児通所支援事業所について、京都市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第2条の規定に基づき、当該施設（以下「指定施設」という。）の設置目的を効果的に達成することができる指定管理者を募集します。

【注意事項】

障害児福祉制度の見直しに伴う法改正等により、本募集要項の中で示している指定施設の運営条件の一部（業務の概要、利用者負担金、指定管理者の収入等）が変更になることがありますので、あらかじめ御了承のうえ、御応募願います。

1 対象施設の概要（※ 詳細は別表1参照）

- ・ 京都市児童発達支援センターこぐま園

2 応募資格

応募できる団体は、法人であり、指定施設の管理運営を行ううえで人的かつ財産的な管理能力を有し、かつ次の各号に掲げる条件に該当する者としてします。

- (1) 当該公の施設の所管局等の長が代表者に就任している法人でないこと。
- (2) 法人又はその代表者が契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。
- (3) 代表者、役員又はその使用人が刑法第96条の6又は第198条に違反する容疑があったとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者でないこと。
- (4) 法人又はその代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者でないこと。
- (5) 法人又はその代表者が指定管理者として行う業務に関連する法規に違反するとして関係機関に認定された日から2年を経過しない者でないこと。
- (6) 法人又はその代表者が京都市暴力団排除条例（以下「排除条例」という。）第2条に規定する暴力団員等及び暴力団密接関係者でないことその他、契約の相手方としてふさわしくない者でないこと。
- (7) 法人又はその代表者が次に掲げる税等を滞納していないこと。

- ・ 所得税又は法人税
- ・ 消費税
- ・ 本市の市民税及び固定資産税
- ・ 本市の水道料金及び下水道使用料

※ なお、前年度が非課税など、納税証明書が提出できない場合は、その旨を記載した理由書（代表者の記名押印があるもの）を提出してください。

- (8) 児童福祉法第21条の5の15第3項の規定に該当しないこと。

3 選定の手順

令和6年 7月17日（水）～8月16日（金）

7月17日（水）～7月26日（金）

7月29日（月）～8月 8日（木）

8月 9日（金）～8月16日（金）

募集要項等の配布



質疑の受付期間



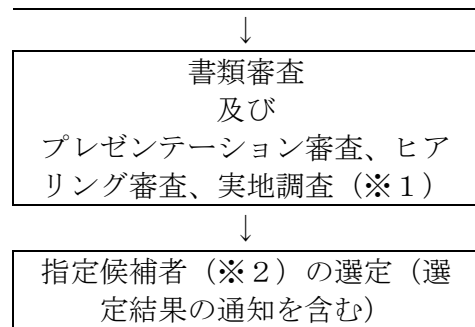
質疑の回答



応募書類の受付期間

8月19日（月）～9月下旬

9月下旬 ～ 10月下旬



（※1） プレゼンテーション審査、ヒアリング審査、実地調査は必要に応じて行います。

（※2） 公募により指定管理者の候補となる法人をいいます。

なお、応募者の評価が著しく低い場合や、特に重要と考えられる項目の評価が低い場合は、指定候補者に選定しないことがあります。その際は、上記の手順に関わらず、再公募等を行う場合があります。

4 応募手続

(1) 応募方法

指定管理者に応募しようとする団体は、次のとおり、書類を提出してください。

ア 提出書類

別紙1「提出書類一覧」のとおり

イ 提出期間

令和6年8月9日（金）～8月16日（金）【必着】

受付は、午前9時～午後5時（土日祝日除く）

ウ 提出場所

京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566-1 井門明治安田生命ビル2階

京都市子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課（発達支援担当）

電話 075-746-7625（直通）

エ 提出方法

持参により提出してください。

※ 書類の確認を行いますので、提出に際しては、事前に電話のうえ御来庁ください。

(2) 質疑及び回答

本要項に関する質疑及び回答方法は、次のとおりとします。

ア 質疑資格

本要項中「2 応募資格」を満たす者とします。

イ 質疑方法

質疑方法	質疑の要旨を簡潔にまとめ、電子メールで送信してください。
受付期間 及び場所	(ア) 受付期間 令和6年7月17日（水）～7月26日（金） (イ) 受付場所等 京都市子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部 子ども家庭支援課（発達支援担当） メールアドレス kodomokatei-hattatsu@city.kyoto.lg.jp <u>* 上記期間以外は、質問を受け付けません。</u>

ウ 回答方法

令和6年8月8日（木）までに、全ての質問及び回答について、質疑回答書を本市

ホームページで公開します。ただし、やむを得ない事情により回答が遅れる場合は、上記ホームページにその旨を掲載します。

質疑回答書は、本要項と一体のものとして、要項と同等の効力を有するものとし、す。

(3) 平面図等の閲覧

質疑資格を満たす者は、上記質疑の受付期間及び受付場所において、指定施設の平面図等を閲覧することができます。ただし、平面図等は、竣工時のものです。

(4) 関係法令の遵守

応募書類の作成にあたっては、関係法令を遵守してください。

(5) 追加書類の提出

本市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求める場合があります。

(6) ヒアリングの実施

本市が必要と認める場合は、応募書類等の提出後に、応募者に対してヒアリングを実施します。

(7) 応募者が運営する障害児支援施設等の実地調査

本市が必要と認める場合は、応募者が運営する障害児支援施設（通所・入所）等の実地調査を行います。

(8) 著作権の帰属等

応募書類の著作権は応募者に帰属します。ただし、本市は指定候補者の選定の公表等に必要な場合には、応募書類の内容を無償で利用できるものとします。また、本市は事業計画等応募書類の内容及び指定候補者の選定結果を公表する場合があります、応募者はこれに対して異議を申し立てることができません。

なお、応募書類は理由の如何に関わらず返却しません。

(9) 費用の負担

応募に関する費用は、すべて応募者の負担とします。

(10) 資料の取扱い

本市が提供する資料は、応募に関わる検討以外の目的で使用することを禁じます。また、この検討の目的の範囲内であっても、本市の了承を得ることなく第三者に対して、これを使用させたり、又は内容を提示することを禁じます。

(11) 留意事項

応募者が、指定候補者の選定に関して選定委員会の委員と接触することを禁じます。接触の事実が認められた場合には失格となる場合があります。

5 指定候補者の選定等

(1) 指定候補者の選定方法

指定候補者の選定に当たっては、次のとおり、審査を行い、総合的に最も高い評価を受けた応募者を、市長が指定候補者として選定します。

なお、審査の結果、該当者なしとする場合があります。

ア 「審査項目及び審査基準」（別紙2）に基づき、各審査項目について0点から2点までの3段階評価を行い、各審査項目の評価点（0点～2点）を算定します。次に、

各審査項目の評価点に、各審査項目の重要度に応じて設定した係数（１～３）を乗じて、各審査項目の得点を算出します。

イ 応募者が本市からの派遣職員による人的支援又は運営補助金の交付による財政支援を受けている外郭団体の場合は、その他の法人とのイコール・フッティングを確保するために、審査項目「資金収支及び事業活動収支の状況」において、当該支援相当額の調整を図ります。

ウ 必要に応じて、プレゼンテーション審査及びヒアリング審査等を実施し、評価点を補正します。

エ これらの得点の計（１００点満点換算）をもって、応募者の総得点とします。

(2) 審査結果の通知

指定候補者の選定は、令和６年９月下旬～１０月下旬の予定です。審査結果については、応募者全員に文書で通知します。

(3) 指定候補者の選定等の公表

指定候補者の選定後、応募の概況（経過、応募者名等）、審査内容の概要及び応募者の得点等について公表します。

(4) 仮協定書の締結

指定候補者を選定した後に、詳細について、仮の協定書を取り交わすこととします。

(5) 市会の議決

指定候補者の選定後、地方自治法の規定に基づき、京都市会に指定候補者を指定管理者とする議案を付議し、議決を受けることとなります。ただし、市会の議決を経るまでの間に指定候補者を指定管理者に指定することが著しく不適当と認められる事情が生じたときは、指定管理者に指定しないことがあります。

なお、市会の議決が得られなかった場合及び否決した場合においても、指定候補者が当該施設の運営事業に関して支出した費用等については、一切補償しませんので御了承ください。

(6) 労働関係法令遵守状況報告書の提出

本件の指定管理者（受託者）となった場合、指定管理協定（契約）締結後、京都市公契約基本条例第１２条の労働関係法令遵守状況報告書を提出していただく必要があります（同報告書の詳細は、ホームページ「京都市入札情報館」を御覧ください）。

(7) 業務の引継ぎ等

指定後、速やかに本市及び現行の委託法人と協議し、指定開始日から円滑に業務が実施できるよう、指定開始日までに利用者サービス等の業務の引継ぎ、引き継ぐ備品等の確認、その他必要な準備行為を行うものとし、それに要する費用を負担するものとしします。

また、指定管理者において、指定開始日までに、児童福祉法に基づく児童福祉施設の設置認可及び事業所指定に係る手続を行ってください。

6 運営に係る基本的事項

(1) 物品の貸与等

京都市公有財産及び物品条例第１２条の規定に基づき、本市が保有している物品については、新たな指定管理者に無償で貸与します。その他、事業の実施に必要な物品については、指定管理者で準備することとします。

(2) 本施設の修繕

施設全体に係る大規模修繕（施設の躯体部分や空調等）については、指定管理者の責に帰すべき事由があると認められる場合等を除き、本市の負担を基本とします。その他の修繕（使用に起因する施設の劣化した部分・部材又は低下した性能・機能を原状（初期の水準）又は使用上支障のない状態まで回復させるものをいう。）については、指定管理者の負担を基本とします。

なお、本市による修繕については、予算の範囲内により行うこととします。

(3) その他

次の場合には必要に応じて、指定管理者の業務の停止や指定の取消しを行う場合があります。

- ア 指定管理者が排除条例第2条に規定する暴力団員等及び暴力団密接関係者に該当することが判明した場合
- イ 施設の管理業務を適正かつ確実に実施することができないと認められる場合
- ウ 指定に関し不正の行為があった場合
- エ 法令の規定、本件指定の条件又は協定書に記載された条件に違反した場合
- オ 法令の規定、本件指定の条件又は協定書の規定に基づき本市関係職員が行う報告の聴取、検査又は調査の実施を拒否し、又は妨害したとき、その他本市関係職員の指示に正当な理由がなく従わなかった場合
- カ 指定期間が終了するまでに、本市が施設の供用を休止し、又は廃止する場合
- キ その他施設の管理業務を継続しがたい事由があると認められる場合

7 基本的事項の遵守

指定候補者が、本要項に定める基本的な事項に反した場合は、指定管理者に指定しないことがあります。

8 業務の概要及び運営に係る基本事項

(1) 業務の概要

関係法令を遵守のうえ、「はぐくみ支え合うまち・京都ほほえみプラン」に沿って、次に掲げる事業を実施していただきます。

なお、事業の実施に当たっては、児童福祉法の規定に基づき、地域の障害児支援における中核的役割を担うことができるよう、必要な取組を行ってください。

ア 児童福祉法第43条に規定する児童発達支援センターとしての事業

- ・ 子どもと保護者の人権を尊重し、個々の状況や発達課題、個性、能力等を大切に子どもと保護者の支援を行うこと。
- ・ 支援に当たっては、集団療育のみならず、子どもや保護者の状況に応じて個別療育を実施することや、自閉症スペクトラムの子どもの特性に合わせた支援方法（構造化や視覚的支援、PECS（ペクス：絵カード交換式コミュニケーション・システム）など）により、子どもに理解しやすい療育を実施すること。

イ 同法第6条の2の2第6項に規定する保育所等訪問支援を行う事業

ウ 同法第6条の2の2第7項に規定する障害児相談支援事業に係る業務

エ 地域障害児支援体制強化事業（本市委託事業）に係る業務

- ・ 地域の事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション（訪問支援及び事業所職員向け研修）、地域のインクルージョン推進、発達支援の入口としての相談支援のそれぞれの業務に取り組むこと。

オ 施設、付属設備及び備品の保守及び安全等に係る業務

カ その他本市が必要と認める業務

(2) 開所日

毎週月曜日から金曜日までの5日間（別表1に掲げる休所日を除く。）を標準としますが、指定管理者からの申し出があった場合は、市長の承認を得たうえで開所日を変更することができます。

(3) 開所時間

午前8時30分から午後5時までを標準としますが、指定管理者からの申し出があった場合は、市長の承認を得たうえで開所時間を変更することができます。

(4) 利用定員

別表1に掲げる定員を標準とします。

(5) 職員及び職員数

京都市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例に定める基準以上の人員を配置することとします。

(6) 利用者負担金

ア 利用料金

障害児通所支援事業の自己負担分とします。

イ 実費

日用品費その他利用者に負担させることが適当と認められるものの実費とします。

(7) 指定管理者の収入

障害児通所支援事業は、障害児通所給付費等及び利用者負担金の両方を、指定管理者の収入とします。

その他本市が独自に行う事業の対象者に対して行う事業については、別に定める基準に基づき支払う措置費等を指定管理者の収入とします。

ただし、指定管理者の収益が、指定管理者の管理業務及び経理の状況から客観的に見て過大であると認められる場合はこの限りではありません。

また、8(1)エに掲げる業務については、別に定める委託契約に基づき支弁する委託料を指定管理者の収入とします。

(8) 消費税及び事業所税の有無

8(1)エに掲げる業務を除き、消費税及び事業所税は非課税です。

9 その他特記事項

(1) 新たな指定管理者は、現在の本市が行っている利用者処遇の水準の維持に努めるものとします。

(2) 指定管理者は、障害者差別解消法に基づく不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供などに関して、同法第11条の規定により主務大臣が定める対応指針（ガイドライン）を遵守するとともに、本市が策定した「障害を理由とする差別の解消の推進に関する京都市対応要領」等を踏まえ、適切に対応してください。

(3) 別表2参照

10 指定期間

指定期間は、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間とします。

11 問い合わせ先

京都市子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課（発達支援担当）
〒604-8171
京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566-1 井門明治安田生命ビル2階
電話 075-746-7625 FAX 075-251-1133
メールアドレス kodomokatei-hattatsu@city.kyoto.lg.jp

【別表 1】

○施設の概要

名称	京都市児童発達支援センターこぐま園
所在地	京都市中京区壬生東高田町1番地の20（「COCO・てらす」内）
事業及び定員	児童発達支援センター（定員40名） 保育所等訪問支援事業 障害児相談支援事業
現行の開所時間	午前8時30分～午後5時00分
現行の休所日	土曜日、日曜日、休日並びに年始及び年末
事業開始年月	平成24年4月（ただし、現施設へは令和6年1月に移転）
主な施設内容	発達支援室、遊戯室、相談室、検査室、便所 （医務室は他施設との兼用、その他園庭及び講堂は共用）
施設面積	479.53 m ²
備考	鉄筋コンクリート造5階建て（うち、3階部分） 児童福祉センター、地域リハビリテーション推進センター、こころの健康増進センターとの一体化施設

休日：国民の祝日に関する法律に規定する休日

年始：1月2日及び同月3日

年末：12月29日～同月31日

○令和5年度収支状況（単位：円） ※事業活動による収支のみ

収入状況※		支出状況	
給付費等	99,816,767	人件費	100,115,168
補助金	744,000	事業費	7,118,395
その他収入	907	事務費	4,976,057
		施設整備費	312,587
収入計	100,561,674	支出計	112,522,207

※収入状況のうち、「給付費等」は本市における収入額、「補助金・その他収入」は委託法人における収入額

○運営に係る特記事項

ア 清掃・警備等

指定管理者は、指定管理者の負担により、関係法令を遵守して、施設の清掃、衛生管理及び警備を行ってください。

イ 保守管理業務

指定管理者は、指定管理者の負担により、関係法令を遵守して、施設、付属設備及び物品に関し、定期点検等必要な保守管理を行ってください。